

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 1年 9月 30日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	システム管理業務(2019年度)
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	情報処理サービスにおいて、阪神高速グループネットワークのシステム運用管理をするもの。
業務期間(自)	平成 31年 3月 16日
業務期間(至)	令和 2年 3月 31日
契約金額	319,982,400 円
変更金額	2,962,800 円 増
変更後の契約金額	322,945,200 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

システム管理業務（2019年度）

本業務は、2019年3月15日に契約を締結しており、当時は年間を通じて役務提供を受ける契約内容のものは経過措置適用の対象と判断して8%の税率を適用した。

しかしながら、システム管理業務は、月々または四半期ごとに業務が完了することを実質的に認めて支払いが行われるものであり、また一括払いであっても、最後にまとめて精算を行っているに過ぎないものと契約担当部によって判断されたため、その実質性に鑑みて、10月以降の支払い対象金額については10%の消費税率を適用するものとし、変更を行うものである。

第1四半期及び第2四半期分を8%、第3四半期及び第4四半期分を10%として、第3四半期及び第4四半期分に係る消費税率増加分の変更契約（増額変更）を行う。